

プール利用補助のお知らせ

茨城県社会保険協会では、会員事業所の被保険者及びそのご家族の皆さま方の健康づくり事業の一環として、例年夏のプールについて施設と契約し、利用料金の一部を補助しておりますが、今年は久慈サンピア日立のみと契約し、利用料金の一部補助を行います。ご家族等でぜひご利用ください。

なお、これまで利用補助を行っていましたが「いこいの村涸沼」「フォレスパ大子」「ヒューナックアクアパーク水郷(土浦水郷プール)」の各プールにつきましては、今年は諸般の事情により施設との契約は行えませんでした。従いましてこちらの施設は利用料金の補助はありませんのでご注意ください。また、久慈サンピア日立についても、現在行っている改修工事や新型コロナウイルス感染症の状況によりましては、営業を中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

利用施設名	所在地	補助券利用の自己負担額	利用期間
久慈サンピア日立 スポーツセンター	日立市みなと町6-1 TEL 0294-53-5300	大人(高校生以上)	100円
		小人(小・中学生)	無料
		幼児	無料
			7月17日(土)～8月29日(日) 詳細は施設へお問合せ下さい

- **利用資格** 一般財団法人茨城県社会保険協会会員事業所の被保険者とその家族。
- **申込方法** 下記「プール利用補助券申込書」作成のうえ、必ず返信用封筒(切手貼付)を同封して、一般財団法人茨城県社会保険協会へお申し込みください。折り返し「利用補助券」をお送りいたします。
- **申込期限** **令和3年7月30日まで(申込期限を過ぎてからの交付はいたしませんのでご注意ください)**
- **利用方法** ご利用の際は、プール受付で利用補助券と自己負担額をお支払いください。
- **その他**
 - ☆利用補助券は、1枚につき1名1回限り有効です。
 - ☆多くの会員事業所の皆さまにご利用いただけるよう、20枚以内とさせていただきます。(必ず利用する枚数のお申し込みをお願いいたします。)
 - ☆久慈サンピア日立スポーツセンターのプールは震災後の改修により25mプール1基と幼児子供用プール1基の2基となり入場制限がかかる場合がありますのでご利用にあたってはご注意ください。
 - ☆暴力団関係者や入れ墨・タトゥ(シールを含む)をされた方の入場は、お断りいたします。なお、入場後に判明した場合は、すみやかに退場していただきます。
 - ☆返信用封筒が同封されていない場合、記入漏れ等の不備がありますと発行が遅れることがありますのでご注意ください。
 - また、返信用切手が貼付されていない場合は、御社のご負担とさせていただきます。

返信用封筒の貼付切手の目安	10枚まで	20枚まで
注：長形3号(12×23.5cm)の封筒をご用意下さい。	84円	94円

お申し込み・お問い合わせは

一般財団法人茨城県社会保険協会
〒310-0021 茨城県水戸市南町3丁目4番12号 常陽海上ビル8階
TEL 029(226)8005 <http://www.ibashaho.or.jp>

※社会保険協会の各種事業は、会員事業主様より納入いただいた会費により運営いたしております。

----- 切り取り線 -----

『プール』利用補助券申込書

利用施設	久慈サンピア日立スポーツセンター
申込枚数	枚

健康保険証の事業所番号(7桁または8桁の数字) ※健康保険証カードの氏名上記に記載されている記号(数字)	
上記のとおり申し込みます。	令和 年 月 日
一般財団法人茨城県社会保険協会長 殿	
事業所所在地 〒	
事業所名称	
事業主名	印
事業所電話番号	

※ご記入いただきました個人情報、補助事業の運営のみに使用させていただきます。

プール利用補助のお知らせ (利用できる施設の追加について)

茨城県社会保険協会では、会員事業所の被保険者及びそのご家族の皆さまの健康づくり事業の一環として、毎年夏のプール施設と契約し、利用料金の一部を補助しております。5月に送付しましたチラシで今年度は久慈サンピア日立のみでしたが、この度ヒューナックアクアパーク水郷（土浦市水郷プール）につきましても、例年通り契約することができましたのでお知らせいたします

ただし、新型コロナウイルス感染症の状況によりましては、急きょ営業を中止または営業時間を短縮したり、施設内の混雑状況によっては「入場制限」を実施する場合がありますので、あらかじめご承知のうえ、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、補助券の申し込みをされる場合は、下記「プール利用補助券申込書」に枚数・事業所名称等をご記入のうえ、返信用封筒を同封して茨城県社会保険協会宛送付してください。

利用施設名	所在地	補助券利用の自己負担額		利用期間
H - NAC ヒューナックアクアパーク水郷 (土浦市水郷プール)	土浦市大岩田601 TEL 029-824-6432	大人(高校生以上)	800円	7月10日(土)～8月31日(火) 詳細は施設へお問合せ下さい
		小中学生	300円	
		幼児(4歳以上就学前)	100円	

- 利用資格 一般財団法人茨城県社会保険協会会員事業所の被保険者とその家族。
- 申込方法 下記「プール利用補助券申込書」作成のうえ、必ず返信用封筒(切手貼付)を同封して、一般財団法人茨城県社会保険協会へお申し込みください。 折り返し「利用補助券」をお送りいたします。
- 申込期限 **令和3年8月20日まで(申込期限を過ぎてからの交付はいたしませんのでご注意ください)**
- 利用方法 ご利用の際は、プール受付で利用補助券と自己負担額をお支払いください。
- その他 ☆利用補助券は、1枚につき1名1回限り有効です。
☆多くの会員事業所の皆さまにご利用いただけるよう、一事業所20枚以内とさせていただきます。
(必ず利用する枚数のお申し込みをお願いいたします。)
☆暴力団関係者や入れ墨・タトゥ(シールを含む)をされた方の入場は、お断りいたします。
なお、入場後に判明した場合は、すみやかに退場していただきます。
☆返信用封筒が同封されていない場合、記入漏れ等の不備がありますと発行が遅れることがありますのでご注意ください。
また、返信用切手が貼付されていない場合は、御社のご負担とさせていただきます。

返信用封筒の貼付切手の目安	10枚まで	20枚まで
注:長形3号(12×23.5cm)の封筒をご用意下さい。	84円	94円

お申し込み・お問い合わせは

一般財団法人茨城県社会保険協会
〒310-0021 茨城県水戸市南町3丁目4番12号 常陽海上ビル8階
TEL 029(226)8005 <http://www.ibashaho.or.jp>

※社会保険協会の各種事業は、会員事業主様より納入いただいた会費により運営いたしております。

----- 切り取り線 -----

『プール』利用補助券申込書

利用施設	ヒューナックアクアパーク水郷
申込枚数	枚

◎希望する施設の欄に枚数を記入してください。

健康保険証の事業所番号(7桁または8桁の数字) ※健康保険証カードの氏名上に記載されている記号(数字)	
上記のとおり申し込みます。	令和 年 月 日
一般財団法人茨城県社会保険協会長 殿	
事業所所在地 〒	
事業所名称
事業主名 印
事業所電話番号

※ご記入いただきました個人情報は、補助事業の運営のみに使用させていただきます。